

NO.04

みんなできつくりよう!
まちづくりの基本ルール

自治振興課自治振興係

☎0824・73・1209

条例の策定に向け、これまで11回の策定委員会と、条文について検討するワーキンググループ会議を6回、市民意見を集めるワーキンググループ会議を7回開催し、検討してきました。その議論の一部をキヨロやまくんと一緒にご紹介します。



Q 「まちづくり基本条例」は、今ある市の条例や規則など、どんな関係があるの？

A まちづくりを行う上での基準になるんだ！



まとめ

今、定められている市の条例などは、さまざまな事業を行う上で必要なルールです。

まちづくりの主役はわたしたち市民で、まちづくりに力を発揮するためにはそのためのルールが必要です。まちづくり基本条例はそのルールブックといえます。

まちづくりは、さまざまな分野で行われているので、すべての条例や規則などはこのルールブックに準じるべきと考えます。

まとめ

まちづくりとは本来、「市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動を、自分たちの権利と責任で行うこと」だと考えます。

自分たちだけでは解決できない公共的な課題は、公正で中立的な立場で解決することを市長や議会に託していますが、まちづくりの主役は行政ではありません。

行政や議会は市民のために存在し、市民はまちづくりに参加する権利と主役としての責任があることを市民全員が改めて確認するための条例をつくりましょう。

Q 「市民が主役のまちづくり」を行うためには、どんな条例にすればいいの？

A わたしたち市民の権利と責任、議会や行政との役割分担を明確にしたいよね。



Q まちづくり基本条例ができれば、何が変わるの？

A 住民自治の意識が高まるんだ！



まとめ

これまでのまちづくりの手段や方法などが、激変するわけではありませんが、市民の権利や責務を明確にすることで、住民自治の意識が高まり、市政に市民が参画するための仕組みが整えられ、さらに開かれた市政運営が進められると期待しています。

市民、議会、行政の間で、条例という形でまちづくりの基本理念が保障され、共有することに大きな意味があります。